

運輸安全確保部会
(平成28年度第2回)

運輸安全マネジメントに係る取組の 深化を促す方策について

国土交通省大臣官房
運輸安全監理官
平成29年2月3日

1. 社会環境の変化に応じた安マネ評価の見直し・改善

○ ガイドラインの見直しの方向性

○ガイドライン14項目

検討項目

1. 顕在化しているリスクへの対応
(例: 運転手の確保困難・高齢化、車両・施設の老朽化)
2. 新たなリスクと考えられる分野への対応
(例: 災害や感染症、テロ等発生時の対応)
3. 10年間の制度運用、評価結果に基づく見直し(例: ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用、内部監査)

○「運輸事業者の安全管理の進め方に関するガイドライン」の取組事例集

検討項目

事例の追加・最新化

○鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方
○小規模海運事業者における安全管理の進め方

検討項目

1. 「中小規模自動車運送事業者向けガイドライン(仮称)」の策定(追加)
2. 「零細規模自動車運送事業者向けガイドライン(仮称)」の策定(追加検討)
3. 「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」の改正
4. 「小規模海運事業者における安全管理の進め方」の改正

1. 社会環境の変化に応じた安マネ評価の見直し・改善

○ ガイドラインの見直しの方向性

1. 顕在化しているリスクへの対応
(例: 運転手の確保困難・高齢化、車両・施設の老朽化)



ガイドライン5. (1)「経営トップの責務」に「社会情勢の変化により起こる安全上の課題(人材確保・高齢化、車両・施設の老朽化、災害・感染症、テロ等発生時の対応等)」に対して的確に対応する主旨を記載

2. 新たなリスクと考えられる分野への対応
(例: 災害や感染症、テロ等発生時の対応)



ガイドライン5. (8)「重大事故等の対応」に「災害・感染症、テロ等発生時の対応等」に対して的確に対応する主旨を記載

1. 社会環境の変化に応じた安マネ評価の見直し・改善

○ ガイドラインの見直しの方向性

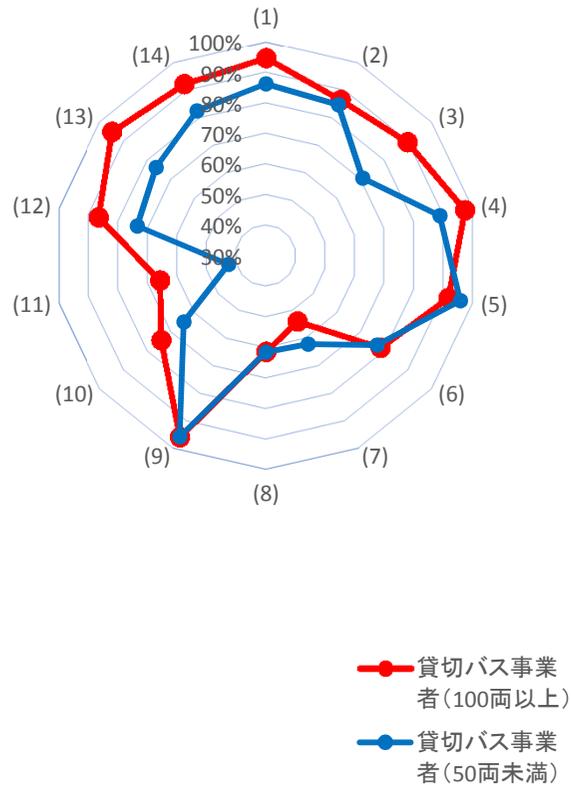
3. 10年間の制度運用、評価結果に基づく見直し(例:ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用、内部監査)



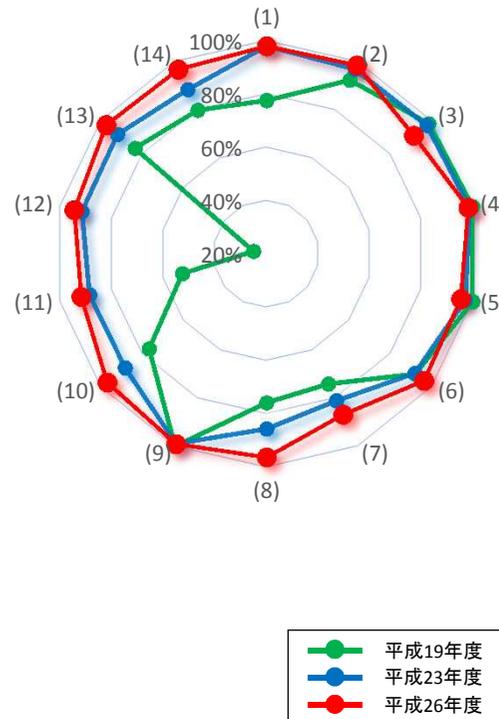
○ 主な検討項目

- ① 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用(5. (7))
 - ・報告者に不利益が生じない仕組みの確立と意識の醸成を強調
 - ・収集・活用について外部の活用
- ② 内部監査(5. (11))
 - ・手法の追加(安全会議を活用した内部監査等)
 - ・被監査部署に対する改善提案の実施
 - ・監査要員の専門性補完(被監査部署の要員を監査要員に参加)
 - ・グループ会社、民間リスクマネジメント会社等を活用した監査
- ③ 利用者、関係者に対する安全啓発の促進
- ④ 報告することの重要性を強調(隠す事案への対応)
- ⑤ 必要に応じて中長期的な目標を設定
- ⑥ 安全重点施策の策定に先立ち、自社の課題把握
- ⑦ 現業実施部門の管理者の役割と育成
- ⑧ その他(理解しやすい記載、平仄、字句の統一)

評価項目別の取組状況の充足率(貸切バス事業者)
(規模別)



評価項目別の取組状況の充足率(自動車モード)
(平成19,23,26年度)



評価項目

- (1) 経営トップの責務
- (2) 安全方針
- (3) 安全重点施策
- (4) 安全統括管理者の責務
- (5) 要員の責任・権限
- (6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保
- (7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
- (8) 重大な事故等への対応
- (9) 関係法令等の遵守の確保
- (10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等
- (11) 内部監査
- (12) マネジメントレビューと継続的改善
- (13) 文書の作成及び管理
- (14) 記録の作成及び維持

1. 社会環境の変化に応じた安マネ評価の見直し・改善

○ 「中小規模事業者向けガイドライン」の策定について

【策定の背景】

- 平成25年10月より、全ての貸切バス事業者が運輸安全マネジメント評価の対象となり、新たに約4,000者の事業者が加わった。
- 新たに加わった貸切バス事業者に対し、早急に運輸安全マネジメント評価を実施し、安全管理体制の向上を図ることが喫緊の課題である。

【目的・趣旨】

- 平成25年10月より評価対象となった貸切バス事業者のうち、保有車両数50両未満の中小規模事業者は、大手事業者に比べると組織体制、人材及び経営資源等に制約があること、また、そもそも運輸安全マネジメントに対する理解が進んでいない事業者等が多く、現行のガイドラインをそのまま参考にして、安全管理体制の構築・改善に取り組むことが必ずしも適当ではない状況にある。
- このため、中小規模事業者が今後、より効果的に安全管理体制の構築・改善に取り組むことができるよう、現行ガイドラインをベースにわかりやすい内容とする中小規模事業者向けガイドラインを策定する。

【主な内容とコンセプト】 ※別添「中小規模事業者向けガイドライン」(イメージ)参照

- 現行ガイドラインは14項目あるところ、以下の6項目に集約する。
 1. 経営トップの責務等
 2. 安全管理の考えと計画
 3. コミュニケーションの確保
 4. 事故情報等の収集・活用
 5. 安全管理体制における取組
 6. 見直しと改善
- 上記6項目の中で現行ガイドライン14項目の取組内容全般について整理し、それぞれPDCAサイクルを機能させることを明記した上で、平易な文章表現とする。
- 経営トップの責務は最も重要な事項であることから、最初に掲げ、その必要性を強調する。
- 安全方針、安全重点施策の取組は「安全管理の考えと計画」として、全体のP(計画)として整理する。
- 全体のD(実行)として、「コミュニケーションの確保」、「事故情報等の収集・活用」及び重大事故への対応、教育・訓練等の取組について「安全管理体制における取組」として整理する。
- 内部監査及びマネジメントレビューなどの取組を「見直しと改善」とし、全体のC(評価)及びA(改善)として整理する。また、内部監査手法の一つとして安全統括管理者が自己チェックリストを使用して安全管理の取組状況を確認する取組を明記する。
- リスク管理、内部監査など個社では取組が困難なものについては、グループ会社、外部(民間リスクマネジメント会社等)の活用が可能である旨、明記する。
- 文書及び記録等については、法定以外のものは必要最小限とし、事業者が現有している文書等を可能な限り活用できるものとする。

1. 社会環境の変化に応じた安マネ評価の見直し・改善

○ 現行ガイドライン14項目と「中小規模事業者向けガイドライン」(イメージ)

現行ガイドライン 14項目	中小規模事業者向けガイドラインの項目と主な内容
①経営トップの責務	①経営トップの責務等 ・安全最優先の原則の内部徹底、安全方針・安全重点施策の策定、見直しと改善等に関する主体的関与 ・安全統括管理者の取組
②安全方針	
③安全重点施策	②安全管理の考えと計画 ・安全方針の策定・周知 ・安全重点施策(目標等)の策定・実施
④安全統括管理者の責務	
⑤要員の責任・権限	③コミュニケーションの確保 ・経営トップと現場とのコミュニケーション ・社内における横断的な情報共有 ・利用者に対する安全啓発 等
⑥情報伝達及びコミュニケーションの確保	
⑦事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	④事故情報等の収集・活用 ・事故情報の収集及び再発防止策の実施 ・ヒヤリ・ハット情報の収集・活用 等
⑧重大な事故等への対応	
⑨関係法令等の遵守の確保	⑤安全管理体制における取組 ・重大事故に対する対応手順の策定 ・関係法令等の遵守の確保 ・経営管理部門、技能要員に対する教育・訓練
⑩安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	
⑪内部監査	⑥見直しと改善 ・内部監査 ・目標等安全管理の取組状況に関する振り返りとその結果に基づく見直し・改善 ・現場における継続的改善
⑫マネジメントレビューと継続的改善	
⑬文書の作成及び管理	
⑭記録の作成及び維持	

【PDCAサイクル】

①経営トップの責務等



○ 経営トップは、人員・設備の状況や現場の課題等を把握し、安全管理体制に主体的かつ積極的に関与する

○ 安全管理体制が適切・円滑に運営されるよう、安全統括管理者等に対して、確実に指示等を行う

②安全管理の考えと計画

安全方針の策定・周知、事故目標の設定、安全重点施策の策定・実施、



③コミュニケーションの確保

現場との情報伝達やボトムアップ・横断的な情報共有、安全啓発等の取組

④事故情報等の収集・活用

事故の再発防止の取組、ヒヤリ・ハット情報の収集及び活用

⑤安全管理体制における取組

重大事故等への対応、関係法令等の遵守、安全管理要員・技能要員に対する教育・訓練等

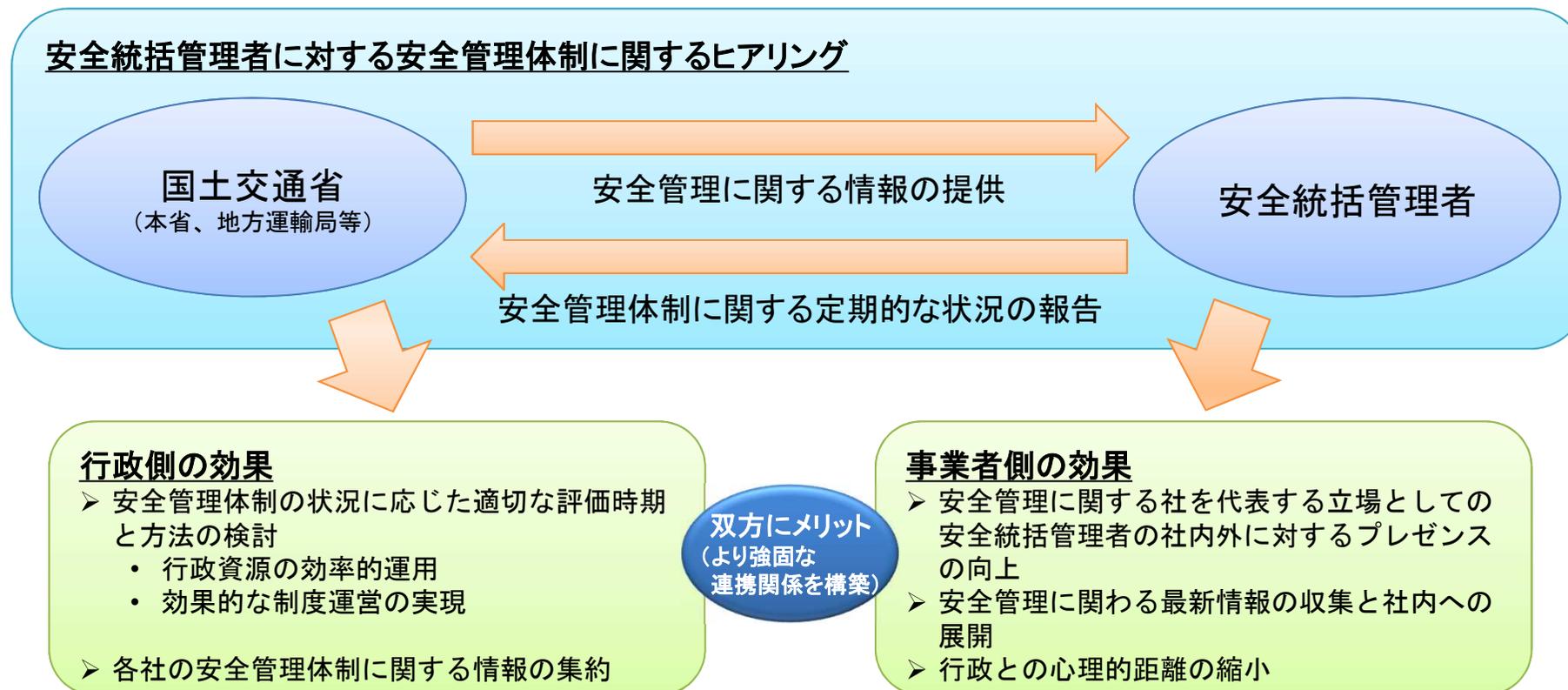
⑥見直しと改善

内部監査、安全管理の取組状況の確認と見直し、現場の課題・問題に対する継続的改善



2. 安全統括管理者の活動支援について

1. 安全統括管理者に対する安全管理体制に関するヒアリングの実施



2. CSOフォーラム(仮称:安全統括管理者会議)の設置(全国規模、地方単位)

国土交通省に集約された各社の安全管理に関する情報を水平展開するとともに、各社の安全統括管理者がダイレクトに同業、業際の安全管理に関する情報を交換することで、それぞれの取組の改善を促し、ひいては我が国全体の運輸事業の安全性向上を目指すためのプラットフォームとして、行政側と事業者側のより強固な連携関係を発展させる、全国規模及び地方単位ごとの「CSOフォーラム(仮称:安全統括管理者会議)」を設置。

全国CS0フォーラム 次第

1. 開催時期

10月の運輸安全マネジメントシンポジウムの2日目のイベントとして実施

2. 対象者

運輸安全マネジメントシンポジウムに参加した事業者の安全統括管理者

3. 内容

- (1) 行政側からの発表、伝達事項等
- (2) 国土交通大臣表彰授与式
- (3) 受賞者による講演
- (4) 意見交換（分科会を設定）

モード別、テーマ別など複数の分科会を設置し、同業、業際の安全統括管理者同士が自由闊達に意見交換。コンビーナはテーマに応じて行政側から指名。

4. その他

〇〇ブロックCS0フォーラム 次第

1. 開催時期

10月前後に、各地方運輸局等ごとの業務の繁閑、事業者団体等の動きに配慮しながら決定

2. 対象者

各運輸局等管内の運輸安全マネジメント制度対象事業者の安全統括管理者

3. 内容

- (1) 行政側からの発表、伝達事項等
- (2) ブロックごとの局長等表彰授与式
- (3) 受賞者による講演
- (4) 意見交換（分科会を設定）

モード別、テーマ別など複数の分科会を設置し、同業、業際の安全統括管理者同士が自由闊達に意見交換。コンビーナはテーマに応じて行政側から指名。

4. その他